

2025年9月12日

株主各位

名古屋市中村区上米野町四丁目 20 番地
株式会社 I Kホールディングス
代表取締役社長 長野庄吾

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年9月9日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 24,500 株
2. 処分株式の割当方法	特定譲渡制限付株式を割当てする方法
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 448 円
4. 給付金額の総額	金 10,976,000 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年9月9日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社の取締役に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 10,976,000 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 448 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 3 名 13,300 株 当社子会社の取締役 6 名 11,200 株 ※監査等委員である取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年9月30日

以上